

第2章 会員証規定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、「本法人」という。）が発行する、会員証カード（以下、「会員証」という。）および会員シールに関する発行・管理について規定することを目的とする。

(会員証の貸与、会員シールの付与)

第2条 会員証は、本法人が会員本人に対し貸与するものとし、会員シールは、本法人が会員本人に対し付与するものとする。

- (1) 会員証上には、会員氏名、会員番号の会員情報を表記する。
- (2) 会員シールには、会員として承認された該当年度が表記されている。

(会員証の管理)

第3条 会員証の所有権は本法人に帰属する。会員は、善良なる管理者の注意をもって会員証および会員シールを使用・管理しなければならない。

- (1) 会員は、いかなる他者に対しても、会員証および会員シールを貸与、預託、譲渡してはならない。
- (2) 会員は、会員証および会員シールを紛失した場合又は盗難にあった場合には、速やかに本法人事務局に届け出なければならない。

(会員証の利用)

第4条 会員は、本法人主催の各種事業への参加の際、会員本人確認・認証のため、必ず会員シールが貼りつけられた会員証を携行する。また、主催者が求めた場合には提示しなければならない。

(会員証・会員シールの再発行)

第5条 本法人は、会員証の紛失、盗難、破損、汚損等又は不具合により会員が申請した場合で、合理的な理由があると認められる場合には、会員証および会員シールを再発行するものとする。

- (1) 会員証の再発行は、会員が本法人所定の様式（第26号様式）により再発行申請書を提出し、再発行手数料として500円(+消費税)を支払うものとする。会員シールの再発行も会員が本法人所定の様式により再発行申請書を提出し、1枚（1年分）につき500円(+消費税)を支払うものとする。

なお、「会員証再発行申請書」ならびに「会員シール再発行申請書」は別に定める。

- (2) 会員が改姓し、改姓後の会員証の発行を希望する場合は、最新の会員シールが貼り付けされた改姓後の会員証を発行するものとする。この場合、旧姓の会員証の返却により再発行手数料を免除する。

(会員証の返却)

第6条 会員は、本法人を退会した場合、直ちに会員証を本法人に返却するものとする。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の承認によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 4 日から施行する。